

11-1 法改正対応追加テキスト（第 22 回試験～）

「平成 26 年特許法等の一部改正」の内容を、知的財産管理技能検定 3 級試験対策用に纏めた追加テキストです。第 22 回以降の知的財産管理技能検定においては、書籍本文の内容よりこの追加テキストの内容が優先します。

1. 特許法の改正

重要度 ★★★

(1) 特許異議申立制度の設立

商標法においてのみ導入されていた異議申立制度が、特許法においても導入されることとなりました。

従来、特許法においては、発生した特許権を消滅させる手段として「特許無効審判」（特 123 条）が全てを担っていましたが、今後は「特許異議申立」と二本立てとなります。特許異議申立が加わったことにより、特許無効審判の請求人適格なども変更されていますから試験においては注意が必要です。

手続きの流れの中での位置づけは、基本的に商標法における登録異議申立の場合と同じですから、p. 121 のフロー図を参考にしてください。

なお、商標法における異議申立は「登録異議申立」、特許法における異議申立は「特許異議申立」と表現されます。

●特許法第 113 条

「何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、…特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。」

▼特許異議申立と特許無効審判の違い

	特許異議申立	特許無効審判
①申立（請求）期間	特許掲載公報発行の日から6月以内	権利発生後はいつでも、更に、権利消滅後も請求可
②申立（請求）人適格	何人も	利害関係人のみ（変更点）
③申立（請求）単位	請求項ごと	請求項ごと
④職権審理	申し立てない理由についても審理可能	申し立てない理由については審理不可
⑤審理方法	全件書面審理	原則口頭審理
⑥不服申立	取消決定（申立を認める旨の決定）についてのみ東京高裁へ訴え提起可	「請求を認める旨の審決（請求認容審決）」及び「請求を認めない旨の審決（請求棄却審決）」のいずれに対しても東京高裁へ訴え提起可
⑦申立（請求）が認められた場合の効果	権利発生時に遡って消滅	権利発生時（但し後発的無効理由の場合は、該当するに至ったとき）に遡って消滅

今回導入された「特許異議申立」は、特許庁の行った処分（審査官の審査）の適否を再度判断して不適切な場合はそれを是正することを目的とした制度であり、一方の「特許無効審判」は当事者間で争いがある場合のその解決手段の一つとして位置づけられています。この両者の位置づけの違いが、上記表での相違点として現れているのです。

①申立期間は、**特許掲載公報発行日から6月**に限られます。なお、特許無効審判において、権利消滅後も請求できるとされているのは、過去の行為に対して損害賠償請求等が請求できることに対応したものです。即ち、権利消滅後に過去の行為に対して損害賠償請求をされた第三者が、無効審判を請求し、無効となれば、損害賠償請求を回避できることになります。

②「審査のやり直し」という性格を有する特許異議申立は、**何人**でも請求可能とされています。一方、「当事者間の紛争解決」を目的とする特許無効審判に

においては、利害関係を有する事が必要とされました（今回の法改正前の特許無効審判では「何人」も請求できるとされていました）。

③特許異議申立も特許無効審判も、請求項ごとに請求可能です。

④特許異議申立においては、申立人が申し立てない理由についても審理可能です。即ち、申立人が「新規性」がないことのみを理由に申し立てた場合でも、「進歩性」の有無について判断することが可能です。これも特許異議申立が「審査のやり直し」という性格を有していることに起因します。一方、特許無効審判においては、請求理由以外の理由を勝手に審理することは許されません。

⑤特許異議申立の審理は全件書面審理とされています。これは、特許無効審判に比べてより簡便で利用しやすい制度（口頭審理は出頭する必要があるので負担も大きい）とすることを目的としているからです。一方、特許無効審判は、原則口頭審理とされていますが、場合により書面審理とされる場合もあります。

⑥維持決定（特許異議申立を認めない旨の決定＝要するに特許権が消滅せず維持される）に対しては、不服を申し立てることができません。必要があれば、利害関係人として特許無効審判を請求すれば足りると考えられているからです。

⑦特許異議申立が認められると、特許権は、はじめから存在しなかったものとみなされます（遡及消滅）。特許無効審判においても基本的には同じですが、後発的無効理由（特許権発生後に無効理由に該当するようになった場合）は、その該当するに至った時点から存在しなかったものとみなされます。

2. 商標法の改正

重要度 ★★★

(1) 商標法の保護対象の拡充

従来から、文字、図形、記号及び立体的形状やその組み合わせ、更にはこれらに色彩が付加されたものについては商標法上の保護対象とされてきました（「4-1 商標法の目的と保護対象」を参照）。

しかしながら、「音」や「色彩のみ」が商標として機能している現実や、諸外国ではこれらを保護している状況を踏まえ、我が国でもこれらを保護対象として加える法改正が行われました。この法改正により、商標の定義規定が下記のように変わりました。

● 商標法第 2 条第 1 項（要約）

「この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産したり役務を提供する者が、その商品や役務に使用するもの」

なお、商標の定義規定に「音」「色彩のみ」が加えられたことに加え、具体的な出願手続きの方法が整備されたことによって、「動きの商標」「ホログラム商標」「位置商標」についても新しいタイプの商標として保護されることとなっています。

▼新しいタイプの商標

音	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 (例：PC 起動音、CM で使用されるサウンドロゴ)
色彩のみ	単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（従来からの図形等と色彩が結合したものでない商標） (例：店舗看板や包装紙の色彩など)
動き	文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例：画面に映し出される変化する文字、図形) ※従来は動きの前後でそれぞれ商標登録していた
ホログラム	文字等が見る角度により変化する商標 ※従来は変化の前後でそれぞれ商標登録していた
位置	文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標 (例：ポロシャツの肩から袖にかけてのライン表示)

(2) 「商標的使用」でない商標の使用に対する効力制限の明確化

商標権の効力が及ばない範囲は、商標法第 26 条において従来から規定されていましたが（「4-6 商標権の効力とその効力が及ばない範囲」を参照）、今回の法改正で、その規定に下記のような新たな条文が追加されました。

● 商標法第 26 条 1 項 6 号

「前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」

本来的に、商標は自他商品（役務）を識別するために使用されるものです。従来から、識別標識として（商標として）使用されていない文字等については商標権の効力は及ばないとする裁判例は多数存在していましたが、今回の法改正によりそれが条文上明確化されるに至りました。

3. 条約の改正（新規加入）

重要度 ★★

(1) 意匠の国際登録制度への加入

特許法においては PCT（特許協力条約）に基づく国際出願が可能ですし、商標法においてはマドリッド協定議定書（通称マドプロ）による国際出願が可能とされてきました。これらはいずれも、出願手続の一部を一本化して、より簡易な手続きで諸外国での権利取得を可能とする共通点を有しています（但し審査は国毎に行われ、権利効力も国毎に発生。）。

今回「**意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定**」に加入したことによって、意匠においても、これらと同様の国際出願の制度が利用可能となりました。イメージとしては、「マドプロ制度の意匠版」と理解すればよいでしょう。

知的財産管理技能検定 3 級対策としては、①意匠にも国際登録の制度があること、②それと関係する条約がハーグ協定（のジュネーブ改正協定）であることを押さえておけば十分かと考えます。

練習問題

- ① 特許異議申立は、いつでも取り下げることができる。
- ② 特許異議申立制度の導入により、特許無効審判の請求人適格が「何人も」→「利害関係人」に限定された。
- ③ 音や色彩のみといった新しいタイプの商標が保護されるようになった

が、これらを国際出願（マドプロ）することはできない。

- ④ 「匂い」も識別力を備えていれば商標登録され得る。
- ⑤ 我が国が加入した意匠の国際登録についての条約は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定である。
- ⑥ 商標であるためには、人の視覚によって認識することができるものである必要がある。
- ⑦ 平成 26 年の法改正により、商標の定義規定に「ホログラム」「位置」「動き」が追加された。
- ⑧ 「商標的使用でない商標」とは、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」のことである。

解答

- ① × 取消理由通知が通知された後は取り下げ不可（特 120 条の 4）。
- ② ○ その通りです。
- ③ × 新しいタイプの商標であっても国際出願可能です。
- ④ × たとえ識別力を有していても、「匂い」は保護対象とされていません。
- ⑤ ○ その通りです。
- ⑥ × 「視覚」に限らず「知覚」により認識することができれば足りません。
- ⑦ × 定義規定上新たに追加されたのは「音」「色彩のみ」の二つです。
- ⑧ ○ その通りです。

■ ポイント

- ・ 特許異議申立と特許無効審判の法的位置付け（制度趣旨）を理解する。
- ・ 新しいタイプの商標のうち、「動き」「ホログラム」「位置」の商標については商標の定義規定に新たに盛り込まれたものではない点に注意。